

佐賀県告示第三百十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十二年九月十日から平成二十二年十月十日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月十日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道 路 の 区 域	
	区 間	後 変 更 前 の 別
県道 今村枝去木 線	東松浦郡玄海町大字大園字値 賀山二〇八九番七七地先から 東松浦郡玄海町大字大園字値 賀山二〇八九番七六地先まで	前
	東松浦郡玄海町大字大園字値 賀山二〇八九番七七地先から 東松浦郡玄海町大字大園字値 賀山二〇八九番七六地先まで	後
		幅員 メートル
		延長 メートル